

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則

昭和54年 9月29日通商産業省令第74号
最終改正 平成18年 3月29日経済産業省令第44号

(定義)

第1条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「法」という。)及びエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(燃料の種類)

第2条 法第2条第2項の経済産業省令で定める石油製品は、ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス及び石油ガス(液化したものを含む。以下同じ。)とする。

2 法第2条第2項の経済産業省令で定める石炭製品は、コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス及び転炉ガスとする。

第3条 法第2条第2項の経済産業省令で定める用途は、燃焼及び燃料電池による発電とする。

(換算の方法)

第4条 令第2条第1項に規定する使用した燃料の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一 別表第1の上欄に掲げる燃料にあつては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の下欄に掲げる発熱量として換算した後、発熱量 1,000 万キロジュールを原油 0.258 キロリットルとして換算すること。

二 前号に規定する燃料以外の燃料にあつては、発熱量 1,000 万キロジュールを原油 0.258 キロリットルとして換算すること。

2 令第2条第1項に規定する他人から供給された熱の量の原油の数量への換算は、別表第2の上欄に掲げる熱の種類ごとの熱量に、それぞれ同表の下欄に掲げる当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量に換算する係数(以下この項において「換算係数」という。)を乗じた後、発熱量 1,000 万キロジュールを原油 0.258 キロリットルとして換算するものとする。ただし、換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。

3 令第2条第1項に規定する他人から供給された電気の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一 別表第3の上欄に掲げる電気にあつては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の下欄に掲げる熱量として換算した後、熱量 1,000 万キロジュールを原油 0.258 キロリットルとして換算すること。

二 前号に規定する電気以外の電気にあつては、電気の量 1 キロワット時を熱量 9,760 キロジュールとして換算した後、熱量 1,000 万キロジュールを原油 0.258 キロリットルとして換算すること。

(第一種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)

第5条 法第7条第2項の規定による届出は、毎年度4月末日までに、様式第1による届出書一通を提出してしなければならない。

第6条 法第7条第2項の経済産業省令で定める事項は、前年度のエネルギーの使用量(次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第2条第2項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量)とする。

(第一種エネルギー管理指定工場に係る指定の取消しの申出)

第7条 法第7条第3項の規定による申出は、様式第2による申出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理者の選任)

第8条 法第8条第1項の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

- 一 エネルギー管理者を選任すべき事由が発生した日から6月以内に選任すること。
- 二 他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場において、エネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を選任してはならないこと。

2 第一種特定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第10条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第一種エネルギー管理指定工場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その工場の所在地を管轄する経済産業局長。次項及び第11条において同じ。)の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場においてエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

3 前項の承認を受けようとする者は、様式第3のエネルギー管理者兼任承認申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類
- 二 前項の規定により選任するエネルギー管理者の執務に関する説明書

(エネルギー管理者の選任等の届出)

第9条 法第8条第2項の規定による届出は、エネルギー管理者の選任、死亡又は解任があつた日の属する年度の次年度の6月末日までに、様式第4による届出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理者の職務)

第 10 条 法第 11 条の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持
- 二 第 17 条の報告書の作成及び法第 87 条第 3 項の報告に係る書類の作成

(エネルギー管理員の選任)

第 11 条 法第 13 条第 1 項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

- 一 エネルギー管理員を選任すべき事由が発生した日から 6 月以内に選任すること。
 - 二 他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場において、エネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を選任してはならないこと。
- 2 第一種指定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第 14 条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場においてエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。
- 3 前項の承認を受けようとする者は、様式第 5 のエネルギー管理員兼任承認申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類
 - 二 前項の規定により選任するエネルギー管理員の執務に関する説明書

(資質の向上を図るための講習)

第 12 条 法第 13 条第 2 項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が同条第 1 項第一号に規定する講習を受けた日(エネルギー管理員に選任されている者が同条第 2 項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日)の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 3 年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 1 年とする。

- 一 法第 13 条第 1 項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 2 年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者
- 二 エネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第 13 条第 2 項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 2 年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

(エネルギー管理員の選任等の届出)

第 13 条 法第 13 条第 3 項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任があつた日の属する年度の次年度の 6 月末日までに、様式第 6 による届出書一通を提

出してしなければならない。

(エネルギー管理員の職務)

第 14 条 法第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持
- 二 第 17 条の報告書の作成及び法第 87 条第 3 項の報告に係る書類の作成

(中長期的な計画の提出)

第 15 条 法第 14 条第 1 項の規定による計画の提出は、毎年度 6 月末日までに、様式第 7 による計画書一通により行わなければならない。

- 2 法第 13 条第 1 項の規定により同項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した第一種指定事業者が前項の計画書を提出する場合には、次条の規定により提出された書面を添付しなければならない。

(参画の方法)

第 16 条 法第 14 条第 2 項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けている者を参画させるときは、エネルギー管理士免状の交付を受けている者(他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場において、エネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を除く。)を参画させ、その者に様式第 8 による書面を提出させなければならない。

(定期の報告)

第 17 条 法第 15 条第 1 項の規定による報告は、毎年度 6 月末日までに、様式第 9 による報告書一通を提出してしなければならない。

第 18 条 法第 15 条第 1 項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 エネルギーの種類別の使用量及び販売副生エネルギー等(販売された及び自らの生産に寄与しないエネルギーをいう。)の量並びにそれらの合計量
- 二 エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況
- 三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況
- 四 エネルギーの使用の合理化に関する法第 5 条第 1 項に規定する判断の基準の遵守状況その他のエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置
- 五 生産数量(これに相当する金額を含む。)又は建築延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値
- 六 エネルギーの使用の効率
- 七 エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量

(第二種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)

第 19 条 法第 17 条第 2 項の規定による届出は、毎年度 4 月末日までに、様式第 10 による届出書一通を提出してしなければならない。

第 20 条 法第 17 条第 2 項の経済産業省令で定める事項は、前年度のエネルギーの使用量(次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第 6 条の数値以上とならないことが明らかかな場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量)とする。

(第二種エネルギー管理指定工場に係る指定の取消しの申出)

第 21 条 法第 17 条第 3 項の規定による申出は、様式第 11 による申出書一通を提出してしなければならない。

(準用規定)

第 22 条 第 11 条から第 13 条まで、第 17 条及び第 18 条の規定は、第二種特定事業者に準用する。

2 第 14 条の規定は、法第 18 条第 2 項の規定により準用される法第 11 条の経済産業省令で定める業務に準用する。この場合において、第 14 条第二号中「第 17 条」とあるのは、「第 22 条第 1 項の規定により準用される第 17 条」と読み替えるものとする。

(確認調査の申請)

第 23 条 法第 20 条第 1 項に規定する確認調査を受けようとする者は、登録調査機関の定めるところにより、確認調査申請書を当該登録調査機関に提出しなければならない。

(調査事項)

第 24 条 法第 20 条第 1 項に規定する確認調査は、前年度における第 18 条各号に掲げる事項について行うものとする。

(書面の交付)

第 25 条 法第 20 条第 2 項の規定による書面の交付は、様式第 12 による書面を交付して行うものとする。

(報告)

第 26 条 法第 20 条第 3 項の規定による報告は、様式第 13 による報告書一通を提出してしなければならない。

(登録の申請)

第 27 条 法第 39 条の規定により登録の申請をしようとする者(以下「登録申請者」という。)は、様式第 14 による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

- 二 事業所の名称及び所在地を記載した書類
- 三 登録申請者が法第 40 条各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 確認調査を実施する者の氏名及び略歴
- 五 法第 41 条第 1 項第二号イに規定する部門(以下「確認調査部門」という。)及び同号八に規定する専任の部門(以下「信頼性確保部門」という。)の組織を明らかにする書類
- 六 確認調査部門の専任の管理者(以下「確認調査部門管理者」という。)及び信頼性確保部門の責任者(以下「信頼性確保部門責任者」という。)の氏名
- 七 確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者が登録調査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であることを説明した書類
- 八 法第 41 条第 1 項第二号ロに規定する文書として、第 31 条に規定する標準作業書及び次に掲げる文書
 - イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書
 - ロ 確認調査の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書
 - ハ 精度管理(確認調査の精度を適切に保つことをいう。以下同じ。)の方法を記載した文書
- 二 信頼性確保部門責任者及び信頼性確保部門の業務に従事する者の研修の計画を記載した文書
- 九 確認調査の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

(登録の更新の手続)

第 28 条 法第 42 条の規定により、登録調査機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

(確認調査部門管理者の業務)

第 29 条 確認調査部門管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 確認調査部門の業務を統括すること。
- 二 次条第三号の規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに改善措置を講ずること。
- 三 確認調査について第 31 条に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により確認調査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
- 四 その他必要な業務

(信頼性確保部門の業務)

第 30 条 信頼性確保部門は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第 27 条第八号ロの文書に基づき、確認調査の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。
- 二 第 27 条第八号ハの文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

三 第一号の内部点検及び第二号の精度管理の結果(改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。)を確認調査部門管理者に対して文書により報告すること。

四 その他必要な業務

(確認調査の方法)

第31条 法第43条第2項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法とする。

- 一 確認調査の項目及び項目ごとの調査方法
- 二 確認調査に当たつての注意事項
- 三 確認調査により得られた結果の処理の方法
- 四 確認調査に関する記録の帳簿への記載事項
- 五 作成及び改定年月日

(利害関係を有する事業者)

第32条 法第43条第3項の経済産業省令で定める登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該登録調査機関
- 二 当該登録調査機関が株式会社である場合における親株式会社(当該登録調査機関を子会社とする株式会社をいう。)
- 三 役員又は職員(過去2年間にそのいずれかであつた者を含む。次号において同じ。)
が当該登録調査機関の役員に占める割合が二分の一を超える事業者
- 四 役員又は職員のうちに当該登録調査機関(法人であるものを除く。)
又は当該登録調査機関の代表権を有する役員が含まれている事業者
- 五 当該登録調査機関との取引関係その他の利害関係が確認調査に影響を及ぼすおそれがある事業者

(事業所の変更の届出)

第33条 登録調査機関は、法第44条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第15による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の届出)

第34条 登録調査機関は、法第45条第1項前段の規定による届出をするときは、確認調査の業務を開始しようとする日の2週間前までに、様式第16による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の変更の届出)

第35条 登録調査機関は、法第45条第1項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第17による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の記載事項)

第36条 法第45条第2項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 確認調査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 確認調査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 確認調査の業務を行う場所に関する事項
- 四 確認調査に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 五 法第20条第2項の規定による書面の交付に関する事項
- 六 確認調査を実施する者、確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者の選任及び解任に関する事項
- 七 確認調査を実施する者、確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者の配置に関する事項
- 八 確認調査の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 確認調査の申請書その他確認調査に関する書類の保存に関する事項
- 十 財務諸表等(法第47条第1項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。)の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、確認調査の業務に関し必要な事項

(業務の休廃止)

第37条 登録調査機関は、法第46条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第18による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第38条 法第47条第2項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

- 2 法第47条第2項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録調査機関が定めるものとする。
 - 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿)

第39条 法第51条において準用する法第33条第1項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 確認調査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 確認調査の申請を受けた年月日

- 三 確認調査を行つた第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場の名称及び所在地
 - 四 確認調査を行つた年月日
 - 五 確認調査を実施した者の氏名
 - 六 確認調査の概要及び結果
 - 七 第 27 条第八号二の研修に関する記録
 - 八 第 30 条第一号の内部点検及び同条第二号の精度管理の結果(改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。)に関する記録
- 2 登録調査機関は、法第 51 条において準用する法第 33 条第 2 項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から 3 年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

- 第 40 条 前条第 1 項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第 51 条において準用する法第 33 条第 2 項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(公示)

- 第 41 条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第 20 条第 1 項の登録をしたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 一 登録調査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 確認調査の業務を行う事務所の名称及び所在地 三 登録をした年月日
法第 44 条の規定による届出があつたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 一 登録調査機関の氏名又は名称及び住所 二 変更後の確認調査の業務を行う事業所の所在地 三 変更する年月日
法第 46 条の規定による届出があつたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 一 登録調査機関の氏名又は名称及び住所 二 休止し、又は廃止する確認調査の業務の範囲 三 確認調査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する年月日 四 確認調査の業務の全部又は一部を休止する場合にあつては、その期間
法第 49 条の規定により登録を取り消し、又は確認調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 登録調査機関の氏名又は名称及び住所 二 登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一

<p>の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>部の停止を命じた年月日 三 確認調査の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に あつては、停止を命じた確認調査の業務の範囲及びその 期間</p>
-------------------------------	---

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出)

第42条 法第61条第2項の規定による届出は、毎年度4月末日までに、様式第19による届出書一通を提出してしなければならない。

第43条 法第61条第2項の経済産業省令で定める事項は、前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量(次年度以降における当該貨物の輸送量が令第10条第2項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の当該貨物の輸送量)とする。

(特定荷主に係る指定の取消しの申出)

第44条 法第61条第3項の規定による申出は、様式第20による申出書一通を提出してしなければならない。

(計画の提出)

第45条 法第62条の規定による計画の提出は、毎年度6月末日までに、様式第21による計画書一通により行わなければならない。

(定期の報告)

第46条 法第63条第1項の規定による報告は、毎年度6月末日までに、様式第22による報告書一通を提出してしなければならない。

第47条 法第63条第1項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量(当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。)
- 二 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第59条第1項に規定する判断の基準の遵守状況その他の当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置
- 三 貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量(これに相当する金額を含む。)その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値
- 四 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率
- 五 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量

(特定機器の適用除外)

第 48 条 令第 21 条第二号の経済産業省令で定めるエアコンディショナーは、次に掲げるものとする。

- 一 圧縮用電動機を有しない構造のもの
- 二 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- 三 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
- 四 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- 五 スポットエアコンディショナー
- 六 車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- 七 室外側熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの
- 八 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
- 九 高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
- 十 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によつて圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

2 令第 21 条第三号の経済産業省令で定める蛍光ランプのみを主光源とする照明器具は、次に掲げるものとする。

- 一 耐熱型のもの
- 二 防じん構造のもの
- 三 耐食型のもの
- 四 車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- 五 40 形未満の蛍光ランプを使用するもの(家庭用つりさげ型及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光灯器具を除く。)

3 令第 21 条第四号の経済産業省令で定めるテレビジョン受信機は、次に掲げるものとする。

- 一 水平周波数が 33.8 キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
- 二 海外からの旅行者向けのもの
- 三 背面投射型のもの
- 四 ブラウン管を有するものであつて、その表示画面の対角外形寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点以下を四捨五入した数値が、10 以下のもの
- 五 液晶パネル及びプラズマディスプレイパネルを有するものであつて、その表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点以下を四捨五入した数値が、10 以下のもの
- 六 ワイヤレス方式のもの
- 七 液晶パネルを有するもののうち直視型の蛍光管バックライトを使用するもの以外のもの
- 八 プラズマディスプレイパネルを有するもののうち、垂直方向の画素数が 1,080 以上であつて水平方向の画素数が 1,920 以上のもの

- 九 電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの
- 4 令第 21 条第五号の経済産業省令で定める複写機は、次に掲げるものとする。
- 一 A2 版以上の用紙に複写が可能な構造のもの
 - 二 毎分 86 枚以上の複写が可能な構造のもの
 - 三 印刷装置と構造上一体となつたもの
 - 四 ファクシミリ装置と構造上一体となつたもの
- 5 令第 21 条第六号の経済産業省令で定める電子計算機は、次に掲げるものとする。
- 一 複合理論性能(別表第 4 の上欄に掲げる電子計算機について同表の下欄に掲げるものとする。以下同じ。)が 1 秒につき 5 万メガ演算以上のもの
 - 二 256 を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 - 三 入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が 1 秒につき 100 メガビット以上のものに限る。)が 512 本以上のもの
 - 四 複合理論性能が 1 秒につき 100 メガ演算未満のもの
 - 五 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであつて、磁気ディスク装置を内蔵していないもの
- 6 令第 21 条第七号の経済産業省令で定める磁気ディスク装置は、次に掲げるものとする。
- 一 ディスクの直径が 40 ミリメートル以下のもの
 - 二 最大データ転送速度が 1 秒につき 70 ギガバイトを超えるもの
- 7 令第 21 条第九号の経済産業省令で定めるビデオテープレコーダーは、次に掲げるものとする。
- 一 音声及び映像に係る電気信号をデジタル方式により処理する構造のもの
 - 二 走査線数が 1,125 本以上の映像に係る電気信号を処理する構造のもの
 - 三 再生機能のみを有する構造のもの
 - 四 デジタル放送受信機内蔵のもの
- 8 令第 21 条第十号の経済産業省令で定める電気冷蔵庫は、次に掲げるものとする。
- 一 業務の用に供するために製造されたもの
 - 二 吸収式のもの
- 9 令第 21 条第十一号の経済産業省令で定める電気冷凍庫は、次に掲げるものとする。
- 一 業務の用に供するために製造されたもの
 - 二 横置き型のもの
 - 三 吸収式のもの
- 10 令第 21 条第十二号の経済産業省令で定めるストーブは、次に掲げるものとする。
- 一 都市ガスのうち 13A のガスグループ(ガス事業法施行規則(昭和 45 年通商産業省令第 97 号)第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。)に属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの
 - 二 半密閉式ガスストーブ
 - 三 最大の燃料消費量が 4.0 リットル毎時を超える構造の半密閉式石油ストーブ
 - 四 最大の燃料消費量が 2.75 リットル毎時を超える構造の密閉式石油ストーブ

- 11 令第21条第十三号の経済産業省令で定めるガス調理機器は、次に掲げるものとする。
- 一 業務の用に供するために製造されたもの
 - 二 都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの
 - 三 ガスグリル
 - 四 ガスクッキングテーブル
 - 五 カセットこんろ
- 12 令第21条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。
- 一 業務の用に供するために製造されたもの
 - 二 都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの
 - 三 浴室内に設置する構造のガスふろがまであつて、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
 - 四 給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま
- 13 令第21条第十五号の経済産業省令で定める石油温水機器は、次に掲げるものとする。
- 一 業務の用に供するために製造されたもの
 - 二 薪材を燃焼させる構造を有するもの
 - 三 ゲージ圧力0.1メガパスカルを超える温水ボイラー
- 14 令第21条第十六号の経済産業省令で定める電気便座は、温水洗浄装置のみのものとする。
- 15 令第21条第十七号の経済産業省令で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。
- 一 紙製又はカップ形の容器を用いる飲料を販売するためのもの
 - 二 専ら鉄道車両において用いるためのもの
 - 三 卓上型のもの
 - 四 ビール(発泡酒を含む。)を除くアルコール飲料を販売するためのもの
- 16 令第21条第十八号の経済産業省令で定める変圧器は、次に掲げるものとする。
- 一 H種絶縁材料を使用するもの
 - 二 スコット結線変圧器
 - 三 3以上の巻線を有するもの
 - 四 柱上変圧器
 - 五 単相変圧器であつて定格容量が5キロボルトアンペア以下のもの又は500キロボルトアンペアを超えるもの
 - 六 三相変圧器であつて定格容量が10キロボルトアンペア以下のもの又は2,000キロボルトアンペアを超えるもの
 - 七 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であつて、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
 - 八 定格2次電圧が100ボルト未満のもの又は600ボルトを超えるもの
 - 九 風冷式又は水冷式のもの
- 17 令第21条第十九号の経済産業省令で定めるジャー炊飯器は、次に掲げるものとする。
- 一 電子回路を有さないもの

- 二 最大炊飯容量が 0.54 リットル未満のもの
- 18 令第 21 条第二十号の経済産業省令で定める電子レンジは、次に掲げるものとする。
 - 一 業務の用に供するために製造されたもの
 - 二 定格入力電圧が 200 ボルト専用のもの
 - 三 庫内高さが 135 ミリメートル未満のもの
 - 四 システムキッチンその他のものに組み込まれたもの
- 19 令第 21 条第二十一号の経済産業省令で定めるディー・ブイ・ディー・レコーダーは、次に掲げるものとする。
 - 一 ビデオテープレコーダー及び磁気ディスク装置を有さないもの
 - 二 ゲーム機能を有するもの
 - 三 サーバ機能を有するもの
 - 四 デジタル放送受信機内蔵のもの

(エネルギー消費効率)

第 49 条 法第 80 条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率は、別表第 5 の上欄に掲げる特定機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

(立入検査の身分証明書)

第 50 条 法第 87 条第 12 項の証明書の様式は、様式第 23 によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第 51 条 第 17 条の報告書(第 22 条の規定により準用される場合を含む。)、第 26 条の報告書及び第 46 条の報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第 24 のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

第 52 条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 日本工業規格 X6221 に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格 X6223 に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第 53 条 第 51 条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X6221 又は X6223 に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名
- 二 提出年月日

別表第1(第4条関係)

原油 1 キロリットル	38.2 ギガジュール
うちコンデンセート 1 キロリットル	35.3 ギガジュール
揮発油 1 キロリットル	34.6 ギガジュール
ナフサ 1 キロリットル	34.1 ギガジュール
ジェット燃料油 1 キロリットル	36.7 ギガジュール
灯油 1 キロリットル	36.7 ギガジュール
軽油 1 キロリットル	38.2 ギガジュール
重油	
イ A 重油 1 キロリットル	39.1 ギガジュール
ロ B・C 重油 1 キロリットル	41.7 ギガジュール
石油アスファルト 1 トン	41.9 ギガジュール
石油コークス 1 トン	35.6 ギガジュール
石油ガス	
イ 液化石油ガス(LPG) 1 トン	50.2 ギガジュール
ロ 石油系炭化水素ガス 1,000 立方メートル	44.9 ギガジュール
可燃性天然ガス	
イ 液化天然ガス(LNG)(窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。) 1 トン	54.5 ギガジュール
ロ その他可燃性天然ガス 1,000 立方メートル	40.9 ギガジュール
石炭 1 トン	
イ 原料炭	28.9 ギガジュール
ロ 一般炭	26.6 ギガジュール
ハ 無煙炭	27.2 ギガジュール
石炭コークス 1 トン	30.1 ギガジュール
コールタール 1 トン	37.3 ギガジュール
コークス炉ガス 1,000 立方メートル	21.1 ギガジュール
高炉ガス 1,000 立方メートル	3.41 ギガジュール
転炉ガス 1,000 立方メートル	8.41 ギガジュール

別表第 2(第 4 条関係)

産業用蒸気	1.02
産業用以外の蒸気	1.36
温水	1.36
冷水	1.36

備考

この表において「産業用蒸気」とは、製造業に属する事業の用に供する工場であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場以外の工場から供給された蒸気をいう。

別表第 3(第 4 条関係)

電気 1 キロワット時	
イ 昼間の電気	9,970 キロジュール
ロ 夜間の電気	9,280 キロジュール

備考

- 一 この表において「電気」とは、一般電気事業者(電気事業法第 2 条第 1 項第二号に規定する一般電気事業者をいう。)から供給された電気をいう。
- 二 この表において「昼間」とは、午前 8 時から午後 10 時までをいい、「夜間」とは、午後 10 時から翌日の午前 8 時までをいう。

別表第 4(第 48 条関係)

一 一の計算要素のみを有するもの	当該計算要素の理論性能
二 すべてが個別に動作する複数の計算要素を有するもの	当該計算要素の理論性能のうち最大のもの
三 すべてが、同時に動作し、かつ、記憶装置を共有する複数の計算要素を有するもの(四に該当するものを除く)	当該計算要素の理論性能のうち最大のものに、その他の計算要素の理論性能に 0.75 をそれぞれ乗じて得た数値をすべて加えたもの
四 すべてが、同時に動作し、かつ、記憶装置を共有する複数の計算要素を有するものであつて、次のすべてに該当するもの	当該計算要素の理論性能のうち最大のものに、その他の計算要素の理論性能のそれぞれに 0.75 を乗じ、かつ、記憶装置を単一のチャンネルで共有する計算要素又は計算要素の集まり

<p>イ 三により算出した複合理論性能が1秒につき194メガ演算を超えないもの</p> <p>ロ 個々の計算要素又は計算要素の集まりの理論性能が1秒につき30メガ演算を超えないもの</p> <p>ハ 個々の計算要素又は計算要素の集まりが単一のチャンネルで記憶装置に接続されているもの</p> <p>ニ 同時に単一のチャンネルを使用することができる計算要素又は計算要素の集まりの数が一のもの</p>	<p>の数の平方根で除して得た数値をすべて加えたもの</p>
<p>五 すべてが、同時に動作し、かつ、記憶装置を共有しない複数の計算要素を有するもの</p>	<p>当該計算要素の理論性能のうち最大のものに、その他の計算要素の理論性能に次に定める係数をそれぞれ乗じて得た数値をすべて加えたもの</p> <p>イ 計算要素の理論性能の大きい順に並べて計算要素が2番目から32番目までのもの</p> <p>(一) 当該計算要素に接続されるすべてのチャンネルの最大データ速度(メガバイト毎秒で表したものをいう。以下五において単に「最大データ速度」という)の和が1秒につき20メガバイト以上のものにあつては、0.75</p> <p>(二) 最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を20で除した数値に0.75を乗じた数値。ただし、計算要素の複合理論性能が1秒につき50メガ演算を超えるものであつて、計算要素が2番目から12番目までのものにあつては、0.75</p> <p>ロ 計算要素の理論性能の大きい順に並べて計算要素が33番目から64番目までのもの</p> <p>(一) 最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト以上のものにあつては、</p>

	<p>0.6</p> <p>(二)最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を20で除した数値に0.6を乗じた数値</p> <p>八 計算要素の理論性能の大きい順に並べて計算要素が65番目から256番目までのもの</p> <p>(一)最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト以上のものにあつては、0.45</p> <p>(二)最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を20で除した数値に0.45を乗じた数値</p> <p>二 計算要素の理論性能の大きい順に並べて計算要素が256番目を超えるもの</p> <p>(一)最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト以上のものにあつては、0.3</p> <p>(二)最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を20で除した数値に0.3を乗じた数値</p>
<p>六 すべてが同時に動作し、かつ、記憶装置を共有する複数の計算要素を有するものと記憶装置を共有しない複数の計算要素又は計算要素の集まりとの両方を有するもの</p>	<p>次の計算手順により算出した数値</p> <p>イ すべてが同時に動作し、かつ、記憶装置を共有する複数の計算要素についてそれぞれ三又は四に従い理論性能を求める。</p> <p>ロ イで得た理論性能又は記憶装置を共有しない計算要素の理論性能のうち最大のものに、その他の理論性能に次に定める係数をそれぞれ乗じて得た数値をすべて加えたもの</p> <p>(一)計算要素又は計算要素の集まりの理論性能の大きい順に並べて計算要素が2番目から32番目までのもの</p> <p>1. 当該計算要素又は計算要素の集まりに接続されるすべてのチャンネルの最大データ速度(メガバイト毎秒で</p>

	<p>表したものをいう。以下六において単に「最大データ速度」という)の和が1秒につき20メガバイト以上のものにあつては、0.75</p> <p>2. 最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を20で除した数値に0.75を乗じた数値。ただし、計算要素又は計算要素の集まりの複合理論性能が1秒につき50メガ演算を超えるものであつて、計算要素が2番目から12番目までのものにあつては、0.75</p> <p>(二)計算要素又は計算要素の集まりの理論性能の大きい順に並べて計算要素が33番目から64番目までのもの</p> <p>1. 最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト以上のものにあつては、0.6</p> <p>2. 最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を20で除した数値に0.6を乗じた数値</p> <p>(三)計算要素又は計算要素の集まりの理論性能の大きい順に並べて計算要素が65番目から256番目までのもの</p> <p>1. 最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト以上のものにあつては、0.45</p> <p>2. 最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を20で除した数値に0.45を乗じた数値</p> <p>(四)計算要素又は計算要素の集まりの理論性能の大きい順に並べて計算要素が256番目を超えるもの</p> <p>1. 最大データ速度の和が1秒につき20メガバイト以上のものにあつては、0.3</p>
--	--

	2. 最大データ速度の和が 1 秒につき 20 メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を 20 で除した数値に 0.3 を乗じた数値
七 複数の計算要素を有するもの(二から六までのいずれかに該当するものを除く)	単独に動作する計算要素の理論性能又は同時に動作する計算要素の組み合わせの理論性能のうち最大のもの。なお、同時に動作する計算要素の組み合わせの理論性能は、三から六までで得た数値とする。

備考

- 一 理論性能は、各オペランド長ごとに計算した実効演算速度に補正係数(当該オペランド長を 96 で除し、三分の一を加えたものをいう)を乗じた数値のうち最大のものとする。ただし、単一論理操作以外の論理演算を行うことができる計算要素にあつては、実効演算速度とする。
- 二 実効演算速度は、次のとおりとする。ただし、単一サイクルに同じ算術演算を 2 回以上行うことのできる計算要素にあつては、実行時間(各演算に要する時間のうち最短のもので、秒で表したものをいう。以下同じ)は、単一サイクル時間をそのサイクル当たりの演算回数で除した数値とする。
 - イ 固定小数点演算のみを実行する計算要素にあつては、次のとおりとする。
 - (一) 加算命令を実行することができるものにあつては、加算命令の実行時間に 3 を乗じた数値の逆数
 - (二) 加算命令を実行することができないものにあつては、乗算命令の実行時間の逆数
 - (三) 加算命令及び乗算命令のいずれも実行することができないものにあつては、算術演算の実行時間のうち最短のもの逆数
 - ロ 浮動小数点演算のみを実行する計算要素にあつては、次のとおりとする。
 - (一) 加算命令を実行することができるものであり、かつ、乗算命令を実行することができないものにあつては、加算命令の実行時間の逆数
 - (二) 乗算命令を実行することができるものであり、かつ、加算命令を実行することができないものにあつては、乗算命令の実行時間の逆数
 - (三) 加算命令及び乗算命令を実行することができるものにあつては、加算命令の実行時間の逆数と乗算命令の実行時間の逆数のうちいずれか大きいもの
 - (四) 加算命令及び乗算命令のいずれも実行することができないものであり、かつ、除算命令を実行することができるものにあつては、除算命令の実行時間の逆数
 - (五) 加算命令、乗算命令及び除算命令のいずれも実行することができないものであり、かつ、逆数演算命令を実行することができるものにあつては、逆数演算命令の実行時間の逆数
 - (六) 加算命令、乗算命令、除算命令及び逆数演算命令のいずれも実行することができないものにあつては、0

- 八 固定小数点演算及び浮動小数点演算を実行する計算要素にあつては、固定小数点演算に係る部分についてはイに規定する方法により、浮動小数点演算に係る部分についてはロに規定する方法により算出したものとする。
- 二 算術演算を実行することができない計算要素であり、かつ、単一論理操作である論理演算を実行することができるものにあつては、次のとおりとする。
- (一) 排他的論理和演算を実行することができるものにあつては、排他的論理和演算の実行時間に 3 を乗じた数値の逆数
- (二) 排他的論理和演算を実行することができないものにあつては、論理演算の実行時間のうち最短のものに 3 を乗じた数値の逆数
- ホ 単一論理操作以外の論理演算を実行することができる計算要素にあつては、1 秒間に実行することができる最大の演算回数に当該論理演算を実行するビット数を乗じ、64 で除した数値とする。

別表第 5(第 49 条関係)

<p>一 エアコンディショナー(家庭用品品質表示法施行令別表第 3 号(七)のエアコンディショナーを除く。)</p>	<p>一 冷房エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した冷房能力をワットで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した冷房消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値</p> <p>二 暖房エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した暖房能力をワットで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した暖房消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値</p> <p>三 冷暖房平均エネルギー消費効率は、冷房エネルギー消費効率と暖房エネルギー消費効率との和を 2 で除して得られる数値</p>
<p>二 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具(家庭用品品質表示法施行令別表第 3 号(十五)の卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)</p>	<p>経済産業大臣が定める方法により測定した全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値</p>
<p>三 複写機</p>	<p>経済産業大臣が定める方法により測定した 1 時間当たりの消費電力量をワット時で表した数値</p>
<p>四 電子計算機</p>	<p>経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値を、複合理論性能をメガ演算で表した数値で除して得られる数値</p>

五 磁気ディスク装置	経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値を、記憶容量をギガバイトで表した数値で除して得られる数値
六 ビデオテープレコーダー	経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値
七 電気冷凍庫	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
八 ストーブ	経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値
九 ガス調理機器	<p>一 こんろ部エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値</p> <p>二 グリル部エネルギー消費効率及びオープン部エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定したガス消費量をワット時で表した数値</p>
十 ガス温水機器	経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値
十一 石油温水機器	経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値
十二 電気便座	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
十三 自動販売機	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
十四 変圧器	経済産業大臣が定める方法により測定した全損失をワットで表した数値をワット時で表した数値
十五 ディー・バイ・ディー・レコーダー	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

附 則

- 1 この省令は、法の施行の日(昭和 54 年 10 月 1 日)から施行する。
- 2 熱管理法施行規則(昭和 26 年通商産業省令第 60 号)は廃止する。
- 3 法の施行の日から昭和 55 年 8 月 31 日までの間に、法第 6 条第 1 項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場についての第 5 条第一号の規定の適用については、同号中「エネルギー管理者を選任すべき事由が発生した日から 6 月以内に」とあるのは、「昭和 56 年 2 月 28 日までに」とする。

附 則(昭和 59 年 3 月 9 日通商産業省令第 14 号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和 59 年 2 月 21 日から適用する。この場合において、昭和 59 年 2 月 21 日から同年 3 月 8 日までの間は、第 9 条第 2 項の改正規定中「第 4 条第二号」とあるのは、「第 5 条第二号」と読み替えて適用する。

附 則(平成 5 年 7 月 30 日通商産業省令第 42 号)

この省令は、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日(平成 5 年 8 月 1 日)から施行する。

附 則(平成 5 年 12 月 13 日通商産業省令第 91 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 18 日通商産業省令第 35 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 7 日通商産業省令第 61 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 1 月 25 日通商産業省令第 4 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 6 日通商産業省令第 8 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 2 月 26 日通商産業省令第 6 号)

この省令は、平成 9 年 2 月 26 日から施行する。ただし、平成 9 年 5 月末日までに提出することとされている報告にあつては、様式第 4 第 5 表及び第 7 表並びに様式第 5 第 5 表中「原単位が年平均 1%以上改善できなかった場合その理由」とあるのは「原単位が前年度に比し、悪化した場合その理由」と読み替えるものとする。

附 則(平成 9 年 4 月 9 日通商産業省令第 73 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 30 日通商産業省令第 34 号)抄
第 1 条 この省令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 1 月 25 日通商産業省令第 3 号)
この省令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日通商産業省令第 47 号)
この省令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日通商産業省令第 120 号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 11 月 20 日通商産業省令第 349 号)
この省令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 28 日経済産業省令第 246 号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 27 日経済産業省令第 54 号)
この省令は、平成 14 年 3 月 29 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 27 日経済産業省令第 123 号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 2 月 3 日経済産業省令第 9 号)
この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成 15 年 2 月 3 日)から施行する。

附 則(平成 15 年 2 月 24 日経済産業省令第 14 号)
(施行期日)
第 1 条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成 15 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日経済産業省令第 43 号)抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 6 日経済産業省令第 101 号)抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日経済産業省令第44号)

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「新法」という。)第7条第3項に規定する第一種特定事業者は、改正法附則第2条の規定により読み替えて適用される新法第8条第1項の規定によりエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)附則第3条第三号又は第四号に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任する場合には、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第12条に定める期間ごとに、当該者に新法第13条第2項に規定する資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。この場合において、新規則第12条各号列記以外の部分中「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と、「同条第1項第一号」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第93号)による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「旧法」という。)第10条の2第1項第一号」と、同条第一号中「法第13条第1項第一号」とあるのは「旧法第10条の2第1項第一号」と、「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と、同条第二号中「エネルギー管理員を」とあるのは「旧法第10条の2第1項のエネルギー管理員を」と、「法第13条第2項」とあるのは「同条第2項」と、「エネルギー管理員に」とあるのは「エネルギー管理者に」と読み替えるものとする。

2 新法第7条第3項に規定する第一種特定事業者は、改正法附則第2条の規定により読み替えて適用される新法第8条第1項の規定により改正令附則第3条第五号に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任する場合には、新規則第12条に定める期間ごとに、当該者に新法第13条第2項に規定する資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。この場合において、新規則第12条中「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と読み替えるものとする。

第3条 改正法附則第5条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める者は、次の表の上欄に掲げるエネルギーの使用の合理化の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

燃料及び熱の使用の合理化	旧熱管理士(改正法の施行の際現に同法による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「旧法」という。)第8条第1項の規定により熱管理士免状の交付を受けていた者をいう。以下同じ。)又は旧熱講習修了者(改正法施行の際現にエネルギー管理員の講習に関する規則の一部を改正する省令(平成18年経済産業省令第 号)による改正前のエネルギー管理員の講習に関する規則(以下
--------------	--

	「旧講習規則」という。)第 2 条第一号に規定する熱管理講習の課程を修了した者をいう。以下同じ。)
電気の使用の合理化	旧電気管理士(改正法施行の際現に旧法第 8 条第 1 項の規定により電気管理士免状の交付を受けていた者をいう。以下同じ。)又は旧電気講習修了者(旧講習規則第 2 条第二号に規定する電気管理講習の課程を修了した者をいう。以下同じ。)

第 4 条 新法第 8 条第 1 項に規定する第一種指定事業者(新法第 17 条第 3 項に規定する第二種特定事業者を含む。)が改正法附則第 5 条の規定により読み替えて適用される新法第 13 条第 1 項の規定により旧熱講習修了者又は旧電気講習修了者のうちからエネルギー管理員を選任する場合における新規則第 12 条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「同条第 1 項第一号」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 93 号)による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「旧法」という。)第 10 条の 2 第 1 項第一号」と、同条第一号中「法第 13 条第 1 項第一号」とあるのは「旧法第 10 条の 2 第 1 項第一号」と、同条第二号中「法第 13 条第 2 項」とあるのは「旧法第 10 条の 2 第 2 項」とする。

第 5 条 改正令附則第 5 条の規定によりエネルギー管理士(新法第 9 条第 1 項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けた者をいう。以下同じ。)又は旧熱管理士及び旧電気管理士を参画させるときは、前年度における原油換算燃料等使用量(改正令による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第 2 条第 1 項に規定する原油換算燃料等使用量をいう。以下同じ。)が次の表の第 1 欄に掲げる区分であって、かつ、前年度における電気の使用量が同表の第 2 欄に掲げる区分である工場を設置している新法第 7 条第 3 項に規定する第一種特定事業者(新法第 8 条第 1 項に規定する第一種指定事業者(以下「第一種指定事業者」という。)を除く。次条において同じ。)が、同表第 3 欄に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任した場合にあって、かつ、エネルギー管理士のうちからエネルギー管理者を選任していない場合にあっては、同表第 4 欄に掲げる者又はエネルギー管理士を参画させ、その者に様式第 6 による書面を提出させなければならない。

3,000 キロワット未満	1,200 万キロワット時未満	旧熱管理士及び旧電気講習修了者	旧電気管理士
		旧熱管理士及び講習修了者(新法第 13 条第 1 項第一号に掲げる者をいう。以下同じ。)	
		旧熱講習修了者及び旧電気管理士	旧熱管理士
		講習修了者及び旧電気管理士	
		旧熱講習修了者及び旧電気講習修了者	旧熱管理士及び旧電気管理士

		旧熱講習修了者及び講習修了者	
		講習修了者及び旧電気講習修了者	
		講習修了者のみ	
3,000 キロワット以上	1,200万キロワット時未満	旧熱管理士及び旧電気講習修了者	旧電気管理士
		旧熱管理士及び講習修了者	
3,000 キロワット未満	1,200万キロワット時以上	旧熱講習修了者及び旧電気管理士	旧熱管理士
		講習修了者及び旧電気管理士	

第6条 新法第7条第3項に規定する第一種特定事業者についての新規則第8条第一号の規定の適用については、平成18年度においては、同号中「6月」とあるのは、「9月」とする。

第7条 第一種指定事業者についての新規則第11条第一号の規定の適用については、平成18年度においては、同号中「6月」とあるのは、「9月」とする。

2 前項の規定は、新法第17条第3項に規定する第二種特定事業者(以下「第二種特定事業者」という。)に準用する。この場合において、前項中「第11条第一号」とあるのは、「第22条第1項において準用する第11条第一号」と読み替えるものとする。

第8条 新法第7条第3項に規定する第一種特定事業者についての新規則第15条第1項の規定の適用については、平成18年度においては、同項中「毎年度6月末日までに」とあるのは、「平成18年9月末日までに」とする。

第9条 新法第7条第3項に規定する第一種特定事業者についての新規則第17条の規定の適用については、平成18年度においては、同条中「毎年度6月末日までに」とあるのは、「平成18年9月末日までに」とする。

2 前項の規定は、新法第17条第3項に規定する第二種特定事業者に準用する。この場合において、前項中「第17条」とあるのは、「第22条第1項において準用する第17条」と読み替えるものとする。

第10条 新規則第18条第七号(第22条第1項において準用する場合を含む。)の規定は、平成19年3月31日までは、適用しない。

第11条 新法第20条第1項に規定する登録調査機関についての新規則第24条の規定の適用については、平成18年度においては、同条中「第18条各号」とあるのは、「第18条第一号から第六号まで」とする。

第12条 新法第61条第1項に規定する特定荷主(以下「特定荷主」という。)についての新規則第45条の規定の適用については、平成19年度においては、同項中「毎年度6月末日までに」とあるのは、「平成19年9月末日までに」とする。

第13条 特定荷主についての新規則第46条の規定の適用については、平成19年度においては、同条中「毎年度6月末日までに」とあるのは、「平成19年9月末日までに」とする。